

●成年後見制度等問い合わせ先一覧●

全般について

尼崎市成年後見等支援センター 北部 (塚口さんさんタウン 1 番館 5 階)
 電話 06(4950)0614 Fax 06(6428)5129
 南部 (出屋敷リベル 5 階)
 電話 06(6415)6291 Fax 06(6430)6857
 尼崎市福祉局福祉部 重層的支援推進担当
 本庁 (尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号北館 3 階)
 電話 06(6489)6013 Fax 06(6489)6952

高齢者関係

地域包括支援センター

中央地区	中央東地域包括支援センター	電話 06(4868)8300	Fax 06(4868)8303
	中央西地域包括支援センター	電話 06(6430)5615	Fax 06(6430)7720
小田地区	小田南地域包括支援センター	電話 06(6488)0180	Fax 06(6488)0190
	小田北地域包括支援センター	電話 06(6498)5111	Fax 06(6492)1100
大庄地区	大庄南地域包括支援センター	電話 06(6417)0125	Fax 06(4950)4715
	大庄北地域包括支援センター	電話 06(6430)0511	Fax 06(6430)0512
立花地区	立花南地域包括支援センター	電話 06(6428)7112	Fax 06(6423)0130
	立花北地域包括支援センター	電話 06(6480)7553	Fax 06(6480)7554
武庫地区	武庫東地域包括支援センター	電話 06(4962)5308	Fax 06(4962)5309
	武庫西地域包括支援センター	電話 06(6438)3955	Fax 06(6438)3956
園田地区	園田南地域包括支援センター	電話 06(6494)8087	Fax 06(6494)8086
	園田北地域包括支援センター	電話 06(6498)0826	Fax 06(6498)0909

※最新の連絡先は尼崎市ホームページのページ番号「1004095」で検索してください。

障害者関係

相談支援事業所

知的障害	たじかの園	電話 06(6423)0210	Fax 06(6423)8151
	三田谷学園	電話 06(4950)5811	Fax 06(4950)5828
	ななくさ清光園	電話 0798(56)1700	Fax 0798(56)1701
	相談支援センターことのは	電話 06(4950)6150	Fax 06(6429)7351
精神障害	ポルタ	電話 06(4256)7993	Fax 06(4256)6997
	サポートセンターさくら	電話 06(6430)9225	Fax 06(6491)3837

成年後見制度の申立てをしたい(家事相談)

神戸家庭裁判所尼崎支部 電話 06(7670)9547

任意後見制度について・公正証書の作成について

阪神公証センター 電話 06(4961)6671 Fax 06(4961)6685

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)について

尼崎市社会福祉協議会
 (本部安心サポートグループ) 電話 06(4950)9047

成年後見制度を利用するために



成年後見制度が必要な場合とは？

認知症や知的・精神障害等のために判断能力が不十分である人には、次のように、本人に代わって契約や相続の手続きを行うことが必要な場合があります。

〈成年後見人の選任が必要な場合(例)〉

- 福祉サービスの契約等の締結
- 不動産の管理・処分
- 財産管理・身上監護
- 相続放棄
- 遺産分割協議

成年後見制度を利用するには？

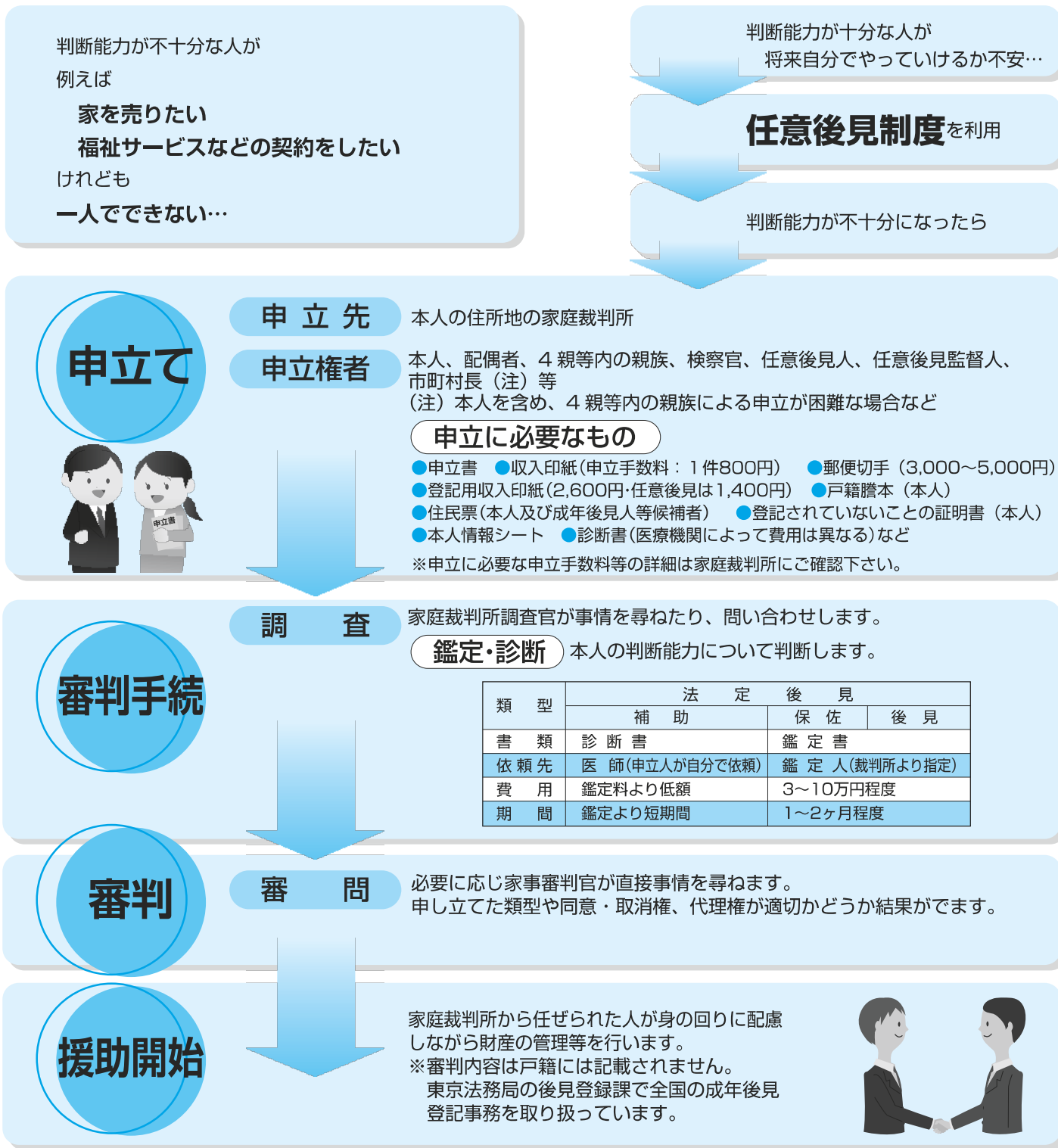
家庭裁判所に申立てをします。本人の親族以外に、弁護士・司法書士等の専門家や、複数の人、法人を選任することも可能です。専門家等が後見人を務める場合、本人の財産から報酬を支払う必要がありますが、その金額については、後見人等の支援内容等に応じて家庭裁判所が決定します。報酬の支払いが難しい方は、市より助成を受けられる場合があります(成年後見制度利用支援事業)。



その他の制度として、将来判断能力が不十分になったときに備え、判断能力がある間に自分で将来の後見人を選ぶ**任意後見制度**や、成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安がある方へ日常的な金銭管理等の支援を行う**日常生活自立支援事業**などがあります。

尼崎市

成年後見制度の利用手続きの流れ



任意後見制度とは？

本人が契約締結に必要な判断能力がある間に、将来判断能力が失われた時に備え、あらかじめ自分で後見人になる人を選んでおき、自分に必要な法律行為を行ってもらうことを契約しておく制度です。自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する契約となります。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所より任意後見監督人が選任された時点から契約の効力が発生します。

- 必要書類** 印鑑登録証明書(本人及び任意後見人候補者)、住民票(本人及び任意後見人候補者)、戸籍謄本(本人)
- 費用** 公正証書作成の基本手数料11,000円、登記嘱託手数料1,400円、登記所に納付する印紙代2,600円 その他本人に交付する正本等の証書代、郵便切手等
- 相談・手続先** 公証役場(尼崎市内では、阪神公証センター 電話06-4961-6671)

成年後見制度の類型

	類型	補助	保佐	後見
機 関 名	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	援助者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
開始の要件	対象となる人	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)によって、利害の得失を判断、理解する能力が不十分な人	精神上の障害によって、利害の得失を判断、理解する能力が著しく不十分な人	精神上の障害によって、利害の得失を判断、理解する能力が欠くのが通常の状態にある人
	鑑定の要否	原則、診断書等でよい	原則として鑑定が必要	
開始手続	請求できる人	本人、配偶者、4親等内の親族、他の類型の援助者・監督人、検察官、任意後見の受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
	本人の同意	必要	不要	
同意・取消権	付与される範囲	特定の法律行為(申立の範囲内)(日常生活に関する行為を除く)	民法第13条1項に定める行為(日常生活に関する行為を除く)	日常生活に関する行為を除く(取消権のみ)
	本人の同意	必要	不要	
代理権	取り消せる人	本人と補助人	本人と保佐人	
	付与される範囲	特定の法律行為(申立の範囲内)		財産に関するすべての法律行為
援助者の職務	本人の同意	必要	不要	
	職務	同意権・取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護および財産に関する事務		本人の生活、療養看護および財産に関する事務
	一般的な事務	本人の意思の尊重と本人の心身の状態および生活の状況に配慮		

事例 訪問販売被害に遭う高齢者

軽度認知症の80代独居女性。訪問販売で被害に遭うことが多かった。長男が申立てを行い補助人に選任され、10万円以上の商品購入について同意権を付与された。その結果本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合、長男がその契約を取り消すことができるようになった。



日常生活自立支援事業の活用 (福祉サービス利用援助事業)

判断能力が不十分なものの、契約を交わすことについては理解でき、成年後見制度の利用には至らない人に向けて、社会福祉協議会が実施しています。

- 対象者** 判断能力に不安のある高齢者・知的障害者・精神障害者等
- 利用方法** 社会福祉協議会が本人の利用意思を確認し、本人と契約
- 支援内容**
 - 福祉サービスの利用援助
 - 日常的な金銭管理
 - 通帳・印鑑・書類の預かり(ただし、預かる通帳の限度額は50万円程度)
- 相談先** 尼崎市社会福祉協議会(本部安心サポートグループ) 電話 06-4950-9047

成年後見制度利用支援事業

申立てにかかる費用や後見人等の報酬を負担できない場合に、市から助成を受けられる場合があります。(助成の申請は、市役所本庁重層的支援推進担当へ)。また成年後見制度の利用が必要でありながら、申立てをする人がいないなどの場合に、市が申立てを行います。

- 相談先** 尼崎市福祉局福祉部 重層的支援推進担当 電話 06-6489-6013